

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第43回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成28年3月9日（水） 11:00～11:54

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）木村元昭，新関輝夫，田邊宜克，土持敏裕，野口郁子（敬称略。

五十音順）

（庶務）中島総務課長，杉光総務課課長補佐

（説明者）永渕事務局長

4 議題

平成28年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

135 2月24日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について

（通知） ※添付省略

136 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

（検察庁宛て）

137 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

（弁護士会宛て）

6 協議等

平成28年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

- (1) 庶務から，指名諮問委員会から指名候補者（当委員会関係では，平成28年下半期の再任（判事任命）候補者のみ）の情報収集を行い，その結果を6月14日（火）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明された。

(2) また、前々回（平成27年9月18日）及び前回（同年10月30日）の当委員会において、弁護士会宛ての情報受付の周知依頼文書に「弁護士会による情報の取りまとめや段階評価式アンケートによる情報収集は相当でない。」との記載があるが、削除すべきであるとの意見が出ていた点に関し、庶務から、当委員会におけるこれまでの実情につき、次のとおり説明された。

ア 平成24年11月に提出された情報提供書面に、弁護士会が実施した裁判官評価アンケートに記載された複数の弁護士の意見（裁判官評価アンケートの回答のコメント欄に記載されていた意見）が匿名で列記されていたものがあり、審議の結果、指名諮問委員会に送付しないこととされた（第30回福岡地域委員会）。

イ 同じく平成24年11月に提出された別の情報提供書面では、弁護士から提出された書面に関連し、情報提供を求めた先（検察庁、弁護士会）とは異なり、当該弁護士の依頼者である事件当事者と思われる個人から提出された書面が複数あり、審議の結果、弁護士が提出した情報提供書面の補充的な資料として、指名諮問委員会に送付することとされた（第30回福岡地域委員会）。

以上の庶務からの説明に関し、委員から、次のとおり質問があった。

- ・ 上記アの点について、情報提供書面自体に提出者の氏名の記載がなかったのか、それとも、コメントの部分に氏名の記載がなかったのか。
- ・ 上記イの点について、検察官や弁護士以外の者が提出した書面は地域委員会では受け付けないということなのか。

上記の委員からの質問について、庶務から、次のとおり説明された。

- ・ 上記アの点については、情報提供書面の1枚目には提出者の氏名の記載があった。2枚目には、弁護士会が実施した裁判官評価

アンケートにおいて本書面提出者以外の弁護士複数名がコメントした記載部分のみが列記されていたものである。

- ・ 上記イの点については、検察官や弁護士以外の者が提出した書面であるからといって受け付けをしないということはない。受け付けた上で、当該文書を指名諮問委員会に送付するかどうかを地域委員会において審議してもらうことになる。

庶務から、これまでに福岡地域委員会に提出された情報提供書面の実情や最近の指名諮問委員会の協議結果を踏まえ、審議資料136及び137の依頼文書(案)を作成した旨説明されたところ、委員から、次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料137の弁護士会宛ての依頼文書(案)の「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」との記載は、段階評価式アンケートを行うこと自体が相当でないという趣旨なのか。

この点について、庶務から、段階評価式アンケートを行うこと自体を否定する趣旨ではなく、同アンケートにより収集した情報を地域委員会に提出することは相当でないという趣旨である旨説明された。

続いて、委員から、次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料136の検察庁宛ての依頼文書(案)に注意喚起の文言が記載された点については、特段意見はない。
- ・ 平成24年11月に、庶務からの説明にあったような書面が提出されたとのことであり、今回は審議資料137の文案で致し方ない。

ただし、平成24年11月以降は、九州沖縄地区の弁護士会から段階評価式アンケートによる情報収集結果が提出されていないのであるから、この状況が一定程度続けば、「弁護士会による情報

の取りまとめや段階評価式アンケートによる情報収集は相当でない。」という注意喚起の記載を見直すこともあり得るという留保付きで、今回は了承することとしたい。

審議の結果、審議資料136及び137の文案のとおり、再任（判事任命）候補者の依頼文書を送付することになった。

(3) 次に、情報収集の依頼文書を送付する際に、料金別納の返信用封筒を送付することについて協議され、委員から、以下のとおり意見が述べられた。

- ・ 再任（判事任命）候補者に関する情報を提供することは、弁護士や検察官の権利であると思う。そうすると、権利を行使する側が費用を負担するのが筋なのではないか。
- ・ 返信用封筒を送付しないという現在の取扱いだと、検察官や弁護士にとって負担が大きいのか。
- ・ 検察官としては、現在の取扱いで不都合は感じていない。
- ・ 返信用封筒を送付するとなると、それなりに事務費用もかかるであろう。費用対効果の観点から、どれほどの効果があるのか疑問である。
- ・ この問題は費用対効果という観点で議論すべきではなく、なるべく多くの情報が提供されるような工夫をすることが重要である。返信用封筒を送付する扱いを一度やってみて、もし、効果がないようであれば、やめればいいのか。

以上の意見が出たが、審議の結果、従前どおり、返信用封筒は送付しないこととなった。

(4) 次に、情報収集の依頼先の範囲について、委員から、「前々回（平成27年9月18日）の当委員会で、九州沖縄全県の弁護士会に情報収集の依頼をすることについて協議した際、情報収集の依頼先をどの範囲に

するかという問題は、地域委員会で議論すべき問題ではなく、指名諮問委員会で議論すべき問題であるという意見が出ていたが、その後、指名諮問委員会でどのような協議がされたのか。」との質問があった。

この点につき、庶務から、指名諮問委員会において、地域委員会により収集されている外部情報が量的に不足していて再任の適否の判断に支障を来しているところはなく、地域委員会による情報収集の範囲を変更する必要はないことが確認された旨説明された。

7 報告事項

庶務から、次のとおり報告された。

2月19日、下級裁判所指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

(1) 判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係

判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係については、判事任命願又は再任願を提出した122人のうち、その後、出向した1人を除く、121人について審議が行われ、119人については指名適当、2人については指名不適當との答申になった。

(2) 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した8人について審議が行われ、3人については指名適当、5人については指名不適當との答申になった。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第44回）の期日が、次のとおり指定された。

6月1日（水）午後1時30分